

◆ 特集：新たな道路環境影響評価の技術手法 ◆

省令改正に伴う「道路環境影響評価の技術手法」の改定 —第1巻（総論）について—

大塚和夫* 土居敏彦** 轟 正和***

1. はじめに

(財)道路環境研究所では、平成12年11月、「環境影響評価法」に基づく道路事業に係る環境アセスメントの技術図書である「道路環境影響評価の技術手法」(以下「道環研版技術手法」という。)を出版した。

なお、「道環研版技術手法」は以下の3巻から構成される。

①第1巻（総論）(以下「第1巻総論」という。)

道路事業に関する環境影響評価制度に関する法、政省令及び通達を紹介するとともに、環境影響評価を実施するに当たっての手続きや実施手順について、留意事項等を加えながら分かりやすく解説したものである。第1巻総論は、事業者を始め、道路事業に係る環境アセスメントの実務担当者にとって参考となるものである。

②第2巻・第3巻

最新の科学的知見に基づく道路事業の環境影響評価の調査、予測及び評価等の手法について、国土技術政策総合研究所並びに独立行政法人土木研究所が学識委員会等の意見を踏まえて取りまとめた「国土技術政策総合研究所資料」並びに「土木研究所資料」を、転載・編集したものである。

今般、道路事業に係る環境影響評価の「省令」の改正(平成18年3月30日国土交通省令第20号)を受け、その改正の趣旨に沿った形で「道環研版技術手法」第1巻総論の改訂を行った。

以下、本稿においては、(財)道路環境研究所が自主研究の一環として取りまとめた「道環研版技術手法」第1巻総論の改訂の概要について述べることとする。

2. 第1巻総論における改定の概要

前述した省令の改正の要点は以下のとおりである。

- ・環境影響評価の項目・手法の選定のオーダーメイド方式の促進
- ・環境影響評価の項目・手法等の根拠の明確化
- ・事業の多様化への対応
- ・「ベスト追求型」環境影響評価の促進
- ・不確実性に関する検討の強化
- ・調査・予測・評価に関する留意事項の追加

第1巻総論においては、上記の省令改正の趣旨に沿った形で解説文の改定を行った。以下に、第1巻総論で改定した解説文の概要について、例を挙げて説明する。

2.1 「環境影響評価の項目・手法の選定のオーダーメイド方式の促進」について

今回の省令改正で、調査・予測・評価を行う項目と手法について、「標準」となる項目・手法を予め決めるのではなく、事業特性・地域特性に応じて事業者自らが適正に選定する、すなわち、オーダーメイドの環境影響評価を促進することが徹底された。

この趣旨に該当する省令条文のうち、例として「省令第六条第2項・第八条第2項(一般的な事業の内容と事業特性との相違の把握)」を取り上げ、解説文の概要を以下に示す。

省令第六条

2 事業者は、前項本文の規定による選定【項目の選定】に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

省令第八条

2 事業者は、前項の規定による選定【手法の選定】に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

今回の省令改正で、「標準項目」が「参考項目」

に改正され、事業者にとって「参考項目」は優先的に選定する必要のある項目ではなく、あくまで項目の選定に当たって参考情報として活用するに過ぎないものとして位置付けられた。

このため、環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業の事業特性を明らかにし、事業者自らが対象事業にとって本当に必要な項目をオーダーメイドで選定することが必要である。

なお、道路事業における一般的な事業の内容は省令別表第一に示されており、「工事の実施」については、資材及び機械の運搬、建設機械を用いた工事、既存工作物の除去、工事施工ヤード等の設置であり、「存在及び供用」については、道路構造物の存在や自動車の走行、休憩所の設置・供用である。

2.2 「環境影響評価の項目・手法等の根拠の明確化」について

今回の省令改正で、環境影響評価の客観性、透明性、分かりやすさの向上を図るため、環境影響評価の項目・手法の選定の根拠、環境保全措置の検討の経緯を明らかにする必要があることが明確化された。

この趣旨に該当する省令条文のうち、例として「省令第五条第2項（環境配慮に関する検討経緯の把握・整理）」及び「省令第六条第6項（専門家等から助言を受ける場合、当該専門家等の専門分野を明らかにする）」を取り上げ、解説文の概要を以下に示す。

省令第五条

2 事業者は、前項第一号に掲げる情報【事業特性に関する情報】の把握に当たっては、当該対象道路事業の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に関する検討の経緯及びその内容を把握するよう留意するものとする。

環境影響評価の項目及び調査等の手法の選定に当たり、一般的に把握すべき情報として事業特性及び地域特性が位置付けられている。ここで把握すべき「事業特性」とは、事業の内容のうち環境影響に何らかの形で影響する事項のことであり、環境保全の配慮の内容についてもそれに含まれる。

したがって、事業の早期段階（環境影響評価の手続き開始以前）に考慮した環境への配慮事項に

についても、事業特性として把握する必要がある。

省令第六条

6 事業者は、前項の規定【必要に応じ専門家等の助言を受けて項目を選定】により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。

専門家等の助言を受ける場合には、予測される環境影響に応じた分野を専門領域とする専門家に依頼する必要がある。

改正前の条文においても、専門家等からの助言を受けることの必要性は規定されていたが、助言内容及び専門家等の専門分野を明らかにすることにより、環境影響評価の客観性を一層向上させることができる。

2.3 「事業の多様化への対応」について

今回の省令改正で、事業の特殊な条件・供用形態に応じた環境影響を適切に把握する必要があることが明確化された。

この趣旨に該当する省令条文のうち、例として「省令第六条第3項第三号（事業の目的として設置される工作物の撤去等が予定されている場合の環境影響の検討）」を取り上げ、解説文の概要を以下に示す。

省令第六条

3 事業者は、第1項本文の規定による選定【項目の選定】に当たっては、対象道路事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

三 対象道路事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合にあっては、当該撤去又は廃棄

事業の実施後（供用開始後）、工作物を撤去することが事業の目的の一部をなすものである場合、

当該撤去等による環境影響を把握する必要があることを示したものである。

このような例として、一定期間使用後撤去される万博施設のようなものが想定されるが、一般的な道路事業ではこのような場合は想定されていない。

2.4 「ベスト追求型」環境影響評価の促進について

今回の省令改正で、環境影響の回避・低減に向け事業者が最大限努力する「ベスト追求型」の環境影響評価の促進が徹底された。

この趣旨に該当する省令条文のうち、例として「省令第十二条第1項第二号（評価結果に至った検討経緯を明らかにする）」及び「省令第十六条第2項（環境保全措置の段階的な検討の具体的な内容を明らかにする）」を取り上げ、解説文の概要を以下に示す。

省令第十二条

事業者は、対象道路事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

二 前号に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようにすること。

環境影響評価における「評価」とは、予測結果を踏まえ事業者自らが講ずることとなる環境保全措置について、いかなる水準にあるのか（ベストを尽くしていると言えるか）との観点からの検証結果を詳細かつ分かりやすく明らかにすることである。

このような観点から、評価に当たっては、評価の根拠（事業者としてベストの環境保全措置を講じたのか）及び評価に関する検討の経緯（検討の時系列的な変遷等の情報）を明らかにする必要がある。

省令第十六条

2 事業者は、第十四条第1項の規定による検討【環境保全措置の検討】を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

環境保全措置には、事業内容を検討していく過程での環境保全上の配慮事項や、環境影響評価手続きを通じて盛り込まれることとなったものなど様々なものが考えられるが、これらのいずれもが環境保全措置として位置付けられることから、どの段階（時点）でどのような環境保全措置が検討されたのかについて、その段階ごとに明らかにしておく必要がある。

例えば、計画の早い段階から様々な環境保全措置について検討が積み重ねられ、最終的に特定の環境保全措置に絞り込まれた場合は、そのことを明確にしておく必要があり、このことは事業に対する理解の促進に役立つものである。

2.5 「不確実性に関する検討の強化」について

予測や対策に関する「不確実性」を補うために事後調査が位置付けられているが、今回の省令改正で、その不確実性に関する検討の強化が図られた。

この趣旨に該当する省令条文のうち、例として「省令第十条第6項（予測の不確実性の程度の把握）」を取り上げ、解説文の概要を以下に示す。

省令第十条

6 事業者は、第1項の規定【予測の手法の選定】により予測の手法を選定するに当たっては、対象道路事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする。

予測を行うに当たって不確実性を伴う場合（新規の手法もしくは知見が十分に蓄積されていない手法を用いる場合）、予測の前提条件を変化させて、それに伴う結果のばらつきを把握することの必要性を規定したものである。例えば、数理モデルを用いた予測を行う場合、モデルのパラメータ等を想定される範囲で複数適用し、予測結果の変化（ばらつきの程度）を把握することがこれに該

当する。

ここで、この条文の趣旨は、予測結果の数値自体の「信頼性」(例えば、予測値の95%信頼区間は○～○の範囲となる等)を分析するものではないことに留意する必要がある。

2.6 「調査・予測・評価に関する留意事項の追加」について

今回の省令改正で、調査・予測・評価の新たな観点を踏まえた環境影響評価を徹底させるための留意事項が追加された。

この趣旨に該当する省令条文のうち、例として「省令第十一條第1項第四号ロ(工事が長期間となる場合の環境基準との整合性の検討)」を取り上げ、解説文の概要を以下に示す。

省令第十一條

事業者は、対象道路事業に係る環境影響評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

四 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。

- ロ 工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの。

従来の評価においては、環境基準との整合性を検討する場合、工事中の環境影響は基本的に対象としていなかった。しかし、環境基準は人の健康の保護や生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められているものであることから、たとえ工事に由来する環境影響であつ

ても、その影響が長期間にわたるのであれば、環境基準とも整合性が図られているか否かについて検討する必要があることが規定された。

なお、「長期間」の定義については、影響要因の種類や程度、影響が及ぶおそれのある地域の特性等により異なるものであることから、一概に定義できるものではなく、事業者が状況に応じて判断するものと考えている。

3. おわりに

第1巻総論を含む「環境影響評価の技術手法」が、今後、道路事業の環境アセスメントに携わる事業者や建設コンサルタント等の方々に広く活用され、適切で円滑な環境影響評価の実施の手助けになれば幸いである。

最後に、第1巻総論の編集に当たり省令の改正条文の内容解釈等について種々御指導頂いた国土交通省道路局道路環境調査室及び国土技術政策総合研究所道路環境研究室の方々並びにその他関係の皆様に深く謝意を表します。

参考文献

- 1) 環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会：環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会報告、平成17年2月
- 2) 特集 環境影響評価「基本的事項」の改正、JEASニュース第108号、pp.2-5、平成17年10月
- 3) 環境省総合環境政策局環境影響評価課：環境影響評価の「基本的事項」及びそれに基づく「主務省令(廃棄物最終処分場)」の改正に関する解説等、平成18年6月

大塚和夫*



財団法人道路環境研究所調査部
長
Kazuo OHTSUKA

土居敏彦**



財団法人道路環境研究所調査部
主任研究員
Toshihiko DOI

轟 正和***



財団法人道路環境研究所調査部
研究員
Masakazu TODOROKI